

事 務 連 絡

令和6年1月16日

公益社団法人

日本社会福祉士会 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

令和6年能登半島地震の発生に伴う1.5次避難所に対する
福祉人材の派遣について

現在、石川県庁において、令和6年能登半島地震において被災し、ライフライン復旧の目途が立たず過酷な環境にある被災者を金沢市以南に避難させるため、複数の1.5次避難所等を設置し運営を行っているところです。

今般、石川県庁より、当該1.5次避難所等の運営に関する人的支援として、当面の間、介護福祉士など、介護の知見を有する者の派遣要請がありました。貴会におかれては、既に必要な対応を取られていると承知しておりますが、国としても、関係団体との連携の下、積極的な対策を行うこととしているところです。

つきましては、貴会会員である社会福祉士であって、介護の知見を有する方の派遣について、ご協力をいただきますようお願いいたします。具体的には、当該避難所等への派遣にご協力いただくことが可能な介護の知見を有する方について、「(別紙)派遣職員登録票(社会福祉士・介護福祉士・ケアマネージャー)」に記入いただき、以下の厚生労働省担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等の施設間の派遣に当たっては、別途、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣において広域的に調整を行っていることを申し添えます。

○問合せ先

社会・援護局福祉基盤課施設係・指導係：syahuku-chousa@mhlw.go.jp

福祉人材確保対策室資格・試験係：jinzaishikaku@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 2864、2845)

(ダイヤル) 03-3595-2616

(FAX) 03-3591-9898

(別記)

1 現地における業務内容等について

- ・派遣場所：1. 5次避難所（いしかわ総合スポーツセンター、産業展示館2号館 等）
- ・業務内容：1. 5次避難所に受け入れた者のうち、高齢者等の介護を必要とする者への対応
- ・業務形態：日中及び夜間について、シフト制で業務に従事
- ・費用支弁：災害救助法に基づき、派遣後に、派遣元事業者がその所在する都道府県を通じて石川県に請求し、精算となるため、原則として、派遣元事業者で立替払いしていただく（参考「令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて（令和6年1月4日事務連絡）」参照）。

2 「（別紙）派遣職員登録票（社会福祉士・介護福祉士・ケアマネージャー）」について

- ・ 「施設等連絡先（緊急連絡先）」欄及び「MAIL」欄には、ご協力いただけるとご本人の連絡先を記載してください。
- ・ 「施設担当者（役員）」欄は、何も記載せず、空白としてください。
- ・ 厚生労働省担当宛てメールにて送付いただく際は、「syahuku-chousa@mhlw.go.jp」と「[jinzaishikaku@mhlw.go.jp](mailto:jinjaishikaku@mhlw.go.jp)」の両方を宛先としてください。